

秋田市告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月18日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理 番号	旧 新	路線名	起 終 点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
70415	旧	山手台14号線	秋田市山手台二丁目5番10地先 秋田市山手台二丁目18番2地先	521.4	6.00
	新	山手台14号線	秋田市山手台二丁目5番10地先 秋田市山手台二丁目18番2地先	521.4	6.00 ～ 49.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年11月18日

3 縦覧期間

令和6年11月18日から同年12月6日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで